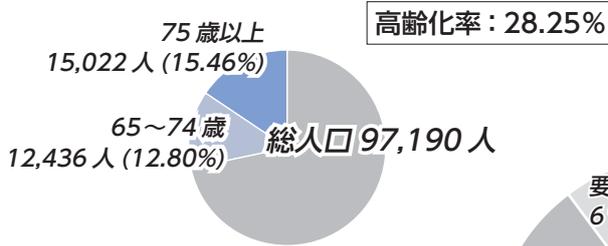
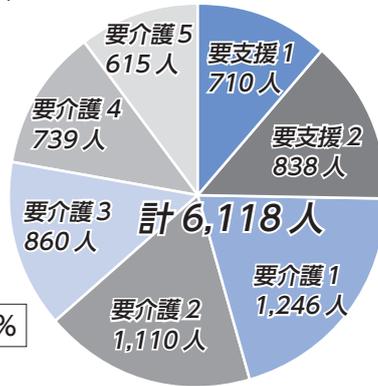


■伊賀市の高齢化・要介護認定の現状（平成 25 年 3 月末現在）

人口の約 28%が 65 歳以上で、そのうち 22%が要介護認定を受けています。



要介護認定率：22.28%



あなた自身や家族の将来を支える 介護保険のこと、知っていますか

■介護保険サービスを利用するときによくある質問

?? 介護保険のサービスを利用したいが、どのような手続きが必要ですか ??

まず最初に要介護認定を受けていただく必要がありますので、介護高齢福祉課または各支所住民福祉課の窓口に「要介護認定申請書」を提出します。申請は、介護サービスを利用する本人のほか、その家族やケアマネジャーが行うことができます。（申請には、申請者の印鑑・介護保険被保険者証が必要です。65 歳未満の人は、あわせて健康保険被保険者証も必要です。）

※ケアマネジャーとは、介護サービスを受けるにあたり相談窓口になってくれる人で、心身の状態にあったサービスを利用できるように導く介護の専門家です。

?? 要介護認定申請のときに、主治医の診断書や意見書は必要ですか ??

必要ありません。ただし、要介護認定申請書に病院名・主治医名を記入していただくこととなりますので、しばらく受診していない場合は、受診をお願いすることがあります。

?? 認定された介護度は、一度決まるとそのままなのですか ??

要介護認定には有効期間があります。有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを受ける人は、要介護認定の更新の手続きが必要です。

?? 要介護認定を受けた後に、状態が悪くなった場合は？ ??

要介護認定の有効期間満了前でも心身の状況が著しく変化した場合などは、要介護認定の見直し（区分変更）の申請をすることができます。

?? 要介護認定結果の通知が届いたが、その後どうすればいいですか ??

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業所）へ連絡して、どのような介護サービスを受けたいのかを相談しながら要介護度に合わせたケアプラン（介護サービスを受けるための計画書）を作ってもらいます。

◆要支援 1・要支援 2・非該当と判定された人

⇒ 地域包括支援センター（市役所内）へ相談

◆要介護 1～5 と判定された人：

⇒ 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業所）に相談



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくというものです。

■介護保険料納入通知書を発送します

介護保険料は、7月に本算定*を行い、その算定結果に基づいて、7月中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。

***本算定：**今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた今年度の住民税の課税状況をもとに、算定したものです。

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	33,924円
第2段階	世帯の全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	33,924円
第3段階	世帯の全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.63	42,744円
第4段階	世帯の全員が市民税非課税で、第1～3段階に該当しない人	基準額×0.75	50,886円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	61,063円
第6段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、第5段階に該当しない人	基準額	67,848円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	78,025円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	84,810円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	101,772円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上800万円未満の人	基準額×1.75	118,734円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.0	135,696円

■介護保険料について、よくある質問

?? サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか

介護保険は支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかによらず、原則40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。

?? 保険料はどのようにして納めるのですか

原則として年金から納めることになっています。(次の「保険料の納め方」参照)なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一括して納めていただいています。

?? 保険料を納めないでいるとどうなるのですか

滞納した期間に応じて介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

■保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引き)が基本ですが、一部、普通徴収(納付書または口座振替での納付)の場合があります。

①特別徴収(年金からの天引き)の場合

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、年金から保険料を天引きしますので、被保険者の人が改めて納付の手続きをする必要はありません。

②普通徴収の場合

特別徴収の対象でない人は、市から送付する納付書か口座振替で納めていただきます。

▼特別徴収の対象とならない人

- * 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の人
- * 年度途中で65歳になり、第1号被保険者になった人
- * 年度途中で他市町村から転入し、被保険者になった人
- * 年度当初(4月1日現在)で年金を受給していなかった人
- * 年度途中で保険料の所得段階が変更された人
- * 年金を担保にして資金の貸し付けを受けた人 など

◆実際に介護サービスを利用すると…

原則、かかった費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は、介護保険から支払われます。介護保険制度は、右の図のような財源で運営しています。

